平成２３年（フ）第９３７７号
東京都板橋区赤塚５丁目26―９　ヴィラコートマカベ３―201
債務者　中澤　辰徳
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８７号
静岡県牧之原市西萩間440番地３　グレイス長野10―205、旧住所静岡県牧之原市東萩間2557番地２
債務者　髙畑利江子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２２号
静岡市葵区羽鳥１丁目１番53号　パドゥサイトー201号
債務者　岡本　和樹
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７号
栃木県矢板市川崎反町153番地11　メゾンパークサイドＡ―211号、前住所千葉県松戸市和名ケ谷823番地　松戸ラドン温泉別館102号室
債務者　石黒　俊之
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３１７６号
東京都葛飾区西亀有２丁目28―９―102
債務者　佐藤　春恵
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１０１号
東京都目黒区中目黒１丁目８―２―415
債務者　高橋　慎也
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１７３号
東京都足立区六月１丁目26―16―205
債務者　上里　剛史
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３号
青森県つがる市木造中館田浦44番１号　グループホーム我が家、住民票上の住所青森県つがる市車力町若林71番地２
債務者　尾野　一雄
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
熊本県人吉市蟹作町160番地28　エクラタン和202号
債務者　川畑　康代
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第４０２号
川崎市多摩区栗谷２丁目６番11号　第２柏ハイツ201
債務者　和賀　華世
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９３４２号
東京都墨田区文花１丁目23―37―307
債務者　細井　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２１号
愛知県豊田市深田町３丁目71番地　プラムＫＳＳ102号
債務者　金田　奈保
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７０４８号
東京都中野区本町３丁目28―４―205
債務者　野口　　仁
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１３５号
東京都足立区栗原３丁目２―１―2401
債務者　山田　清美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１３６号
東京都足立区栗原３丁目２―１―2401
債務者　山田　靖弘
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部